

千葉県報

号外
令和6年3月29日

主要目次

選挙管理委員会告示

○ 公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

○ 政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開

示に関する規程の一部を改正する告示

監査委員告示

○ 千葉県監査委員事務局行政文書規程の一部を改正する告示

議会訓令

○ 千葉県議会公文書規程の一部を改正する訓令

選挙管理委員会訓令

○ 千葉県選挙管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令

労働委員会訓令

○ 千葉県労働委員会行政文書規程の一部を改正する訓令

海区漁業調整委員会訓令

○ 千葉海区漁業調整委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令

選挙管理委員会告示

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示

公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

（開票結果報告）

第三十七条 法第六十六条（開票結果の報告）第三項の規定による開票結果の報告は、別記第三十一号様式により行わなければならない。

別記第二号様式、第三号様式、第十号様式から第十二号様式まで、第十二号様式の五から第十二号様式の七まで、第十七号様式、第二十一号様式、第二十七号様式及び第二十九号様式中「**四**」を削る。

別記第三十一号様式を次のように改める。

第三十一号様式

開票結果報告書

公職選挙法第66条第3項の規定により、別紙開票録の写しのとおり開票結果を報告します。

選挙長（選挙分会長） 様

開票管理若 氏

名 印

年 月 日

別記第三十一号様式の二及び第三十一号様式の三を削る。

別記第三十二号様式、第四十九号様式、第五十九号様式及び第六十七号様式の四中

「**四**」を削る。

別記第七十二号様式を次のように改める。

報 告 千 葉 県 第 2 7 号 外 号					（日曜日）金 3 月 6 年 令				
第七十二号様式									
第五区 千葉県選挙管理委員会 第五区 第五区 第十区 千葉県選挙管理委員会 第十区 第四区 千葉県選挙管理委員会 第四区 第九区 第九区 千葉県選挙管理委員会 第十四区 第十四区 第三区 千葉県選挙管理委員会 第三区 第八区 第八区 千葉県選挙管理委員会 第十三区 第十三区 第二区 千葉県選挙管理委員会 第二区 第七区 第七区 千葉県選挙管理委員会 第十二区 第十二区 第一区 千葉県選挙管理委員会 第一区 第六区 第六区 千葉県選挙管理委員会 第十区 第十区					政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。 令和六年三月二十九日 千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹 千葉県選挙管理委員会告示第十号 政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示 政治資金規正法に基づく国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年千葉県選挙管理委員会告示第二十五号）の一部を次のように改正する。 別記第二号様式の注及び第三号様式の注中「FD 4. CD-R 5」を「CD-R 4」に改める。 附 則 この告示は、令和六年四月一日から施行する。 監 査 委 員 告 示 千葉県監査委員事務局行政文書規程の一部を改正する告示を次のように定める。 令和六年三月二十九日 千葉県監査委員 小倉 明 千葉県監査委員 川口 明浩 千葉県監査委員 関 政幸 千葉県監査委員 岩井 泰憲 千葉県監査委員告示第一号 千葉県監査委員事務局行政文書規程の一部を改正する告示 千葉県監査委員事務局行政文書規程（昭和六十三年千葉県監査委員告示第二号）の一部を次のように改正する。 第二条第八号を削る。 第十四条第一項第一号イ中「監査委員」を「千葉県監査委員（以下「監査委員」という。）」に改める。 第三十四条の二第三項を次のように改める。 3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、主務課長又は主務課長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。 附 則 この告示は、令和六年四月一日から施行する。				
附 則 この告示は、公示の日から施行する。									

議 会 訓 令		千葉県議会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九日 千葉県議会議長 伊藤 昌弘 千葉県議会訓令第一号 千葉県議会公文書規程の一部を改正する訓令 千葉県議会公文書規程（平成十四年千葉県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。 第二条第七号を削る。 第三十七条の二第三項を次のように改める。 3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、主務課長又は主務課長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
選 挙 管 理 委 員 会 訓 令		千葉県選挙管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九日 千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹 千葉県選挙管理委員会訓令第一号 千葉県選挙管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令 千葉県選挙管理委員会行政文書規程（昭和六十三年千葉県選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。 第一条の二第三号を削る。 第三十三条の二第三項を次のように改める。 3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、書記長又は書記長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書に係る文書の確認をしなければならない。 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
労 働 委 員 会 訓 令		千葉県労働委員会行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九日
千葉県労働委員会訓令第一号		千葉県労働委員会会長 船越 豊 千葉県労働委員会行政文書規程の一部を改正する訓令 千葉県労働委員会行政文書規程（平成十七年千葉県労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。 第二条第三号を削る。 第二十六条の二第三項を次のように改める。 3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、課長又は課長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 訓 令		千葉県海区漁業調整委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九日 千葉県海区漁業調整委員会会長 石井 春人 千葉県海区漁業調整委員会事務局 千葉県海区漁業調整委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令 千葉県海区漁業調整委員会事務局行政文書規程（昭和六十三年千葉県海区漁業調整委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。 第二条第三号を削る。 第三十二条の二第三項を次のように改める。 3 前項の規定により電子署名を付す場合にあつては、事務局長又は事務局長が指名する者は、当該電子署名を付す電子文書の確認をしなければならない。 附 則 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八